

ヒアリング実施結果報告

法務省大臣官房司法法制部
日本弁護士連合会

外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会第1回において、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士でない外国弁護士（以下「外国法事務弁護士等」という。）の国際調停代理についても検討課題とされ、これに伴い、国際調停を取り扱っている機関や今後取扱いを予定している機関から、国際調停の実情、外国法事務弁護士等による代理の許容についてヒアリング調査をするとされたことを受け、今般、同調査を実施したので、以下のとおり報告する。

○ ヒアリング実施期間

平成30年9月4日から同月6日まで

○ ヒアリング実施方法

事務局である法務省大臣官房司法法制部及び日本弁護士連合会において、ヒアリング実施先担当者から直接ヒアリングを実施した。

○ ヒアリング実施先

一般社団法人 日本海運集会所
一般社団法人 日本商事仲裁協会
京都国際調停センター

○ ヒアリング結果概要

別紙のとおり

ヒアリング結果概要

1 国際調停に関する状況等について

- 国際調停は、欧州においては、2008年のEU指令により、越境紛争についての国際調停による紛争解決の有用性が示されたことなどを受け、利用が進んできている状況にある。

アジアにおいても、シンガポールはもとより、香港、韓国及びインドなど、国を挙げて国際仲裁の活性化を図ろうとしている国々においては、国際調停の活性化をも図ろうとしている。もっとも、シンガポール国際調停センターでさえ、その取扱件数は年間20件程度であり、シンガポール国際仲裁センターが年間400件超の仲裁事件を取り扱っていることと比較すると、国際調停は、未だ発展途上の分野である。そのような中であって、古くから調停に親和性のある日本は、当事者双方が外国企業であるいわゆる第三国調停も含め、この国際調停の分野を大きく伸ばしていく素地があるとの意見があった。
- 他方、現状、我が国において、国際調停の取扱例は非常に限られており、今回ヒアリングを実施した機関においても、取扱例はごく限られたものにとどまるとの意見があった。その中でも、現に国際調停を取り扱っている機関では、平成19年度以降合計8件程度の利用があるとのことであった。

2 国際調停として取り扱った紛争の内容等

- 我が国国内で実施されている調停とは異なり、一般的な国際調停のプラクティスは、数日間対面での調停手続を集中的に実施し、その数日間のうちに調停合意にまで辿りつかせるというものであり、国際仲裁と比較して費用がかからず、解決までの時間もかからないことは、国際調停の大きなメリットであるとの意見が見られた。
- 仲裁合意のある事件で、国際仲裁付託後の調停という複合的手続が国際的にも利用されており、国際調停の利用の活性化は、国際仲裁の利用活性化にも直結する。他方、仲裁合意のない事件でも国際調停の利用可能性がある。一般に、仲裁は、仲裁判断により一審限りで解決を図るということで、その申立てには一定のハードルがあるのに対し、調停は、そのようなハードルがない。この点での潜在的な利用可能性は十分にある、また、調停後においても関係を継続することを見据え、合意による解決が好ましい事案もあり、そうした面での利用可能性もあるとの意見

が見られた。

- 実際に付託された国際調停のケースとしては、一部機関では、取扱例自体が多くはないものの売買契約が多いのではないかとの意見もあった。
- 具体的な取扱ケースとして、次の事案が紹介された。

① ケース 1

当事者は、継続的な契約関係にある日系の完成品メーカーとアジア系の部品メーカーである。

日系メーカーがアジア系メーカーから仕入れた部品を使って完成品を製造したところ、同完成品に不具合が生じたことから調停となった事案である。

② ケース 2

当事者は、いずれも日系企業で、海外の建設工事をめぐり、損害賠償義務の有無が問題となって調停となった事案である。

※いずれのケースも、代理人は日本の法曹資格を有する弁護士。

3 国際調停事件か否かの基準について

- ある調停を国際調停として扱うか否かの基準については、各機関で様々である。一部機関では「一方当事者が外国人や外国法人である場合」と国籍による基準を設けているものがある一方で、「案件が涉外性を有するか否か」といった程度の区別にとどめ、日本企業同士の紛争でも、海外のプラント建設などの事案は涉外性があるものとして扱うなど、事案ごとに柔軟な運用を図っているとする機関があった。

4 外国法事務弁護士等に国際調停代理を認めることについて

- 国際紛争は、一方又は双方が外国企業であり、外国企業は外国弁護士に事件を依頼するので、裁判外紛争解決手続においては、外国法事務弁護士等が自由に代理できる環境の整備をすることは非常に重要であり、外国法事務弁護士等が我が国を紛争解決地として選択するためにも、外国法事務弁護士等に国際調停代理を認めることが必須であるということについては、ヒアリング先の機関の概ね一致した意見であった。

なお、関連して、自分が紛争当事者である企業の相談を受けている弁護士だとした場合、もし紛争解決地が当該国しか選択肢がなく、かつ、当該国における代理が認められず現地の弁護士に委託するしかないのであればやむを得ないが、そうではなく、自らが代理できる他の国を選択することができるのであれば、その国を紛争解決地として選択するのは当然であるとの意見もあった。

- また、国際的な仲裁実務では、仲裁手続に先立ち、調停を前置する多段階的紛争解決条項が利用される場面がよく見られる。しかし、我が国において外国法事務弁護士等に国際調停代理が認められなければ、そのような紛争解決条項を設けることができないため、こうした紛争解決条項を定めることを意図する契約当事者は日本を紛争解決地から除外することとなる。外国法事務弁護士等による国際調停代理の許容は、このような、我が国を紛争解決地とする上記紛争解決条項を置くことを可能とするものであるから、国際調停のみならず国際仲裁の利用促進にもつながると考えられるとの意見も出された。
- さらに、一部機関からは、平成8年に外国法事務弁護士等に国際仲裁代理を認める外弁法改正がなされた後、国際仲裁の申立件数が飛躍的に伸びたというデータがあり、こうした過去のデータに照らすと、国際調停についても外国法事務弁護士等に代理を認めることは重要であるとの指摘もあった。

5 その他

- 国際調停は、今、アジアで脚光を浴びており、シンガポールでは、シンガポール国際調停センターが約3年前に立ち上がったが、我が国でも、本年11月に京都国際調停センターが立ち上がる予定であるところ、既に海外の実務家から、主に商事事件の調停についての問合せが相当数来ているとのことであった。
- 国際調停は、仲裁合意のある事件に限られず、仲裁合意のない様々な事件を対象にし得る。その中には、商事に限らず、家事の分野についても、法律上合意ができないとされるものを除き、国際的な面会交流、子の引渡し等の事件を含め一定のニーズがあると考えられる。商事分野と比較して、外国弁護士に依頼する需要がどれ程あるかという問題はあるかもしれないが、言語を外国語対応とすることなどにより、一定のニーズを取り込んでいける余地はあるのではないか。門戸はできる限り開かれたものとするのが望ましいとの意見があった。